

土壤汚染対策法第14条第1項の規定に基づく  
『指定の申請』の手引き

令和4年7月

姫路市 環境局 環境政策室

## 1 土壤汚染対策法について

土壤汚染対策法（以下「法」という。）は、土壤の特定有害物質による汚染の状況の把握に関する措置及びその汚染による人の健康に係る被害の防止に関する措置を定めること等により、土壤汚染対策の実施を図り、国民の健康を保護することを目的とし、平成 15 年 2 月 15 日に施行されました。

その後、平成 22 年 4 月 1 日に、法第 14 条の規定により、土地の所有者等が自主的に実施した土壤汚染の調査結果を用いること等で、法に定める要措置区域等への指定の申請を行うことができるようになりました。

この手引きは指定の申請を行うにあたり、必要な書類や留意事項等についてとりまとめたものです。

## 2 指定を行うことができる土地

指定の申請は、法第 3 条第 1 項本文及び第 8 項、第 4 条第 3 項本文並びに第 5 条第 1 項の規定の適用を受けない土地（第 4 条第 2 項の規定による土壤汚染状況調査の結果の提出があった土地を除く。）の区域について行うことができます。

これらの規定が適用される土地は、法により土壤汚染状況調査の実施が義務付けられている、又は、既に土壤汚染状況調査の結果の報告を行っているため、これらの規定が優先されます。

なお、これらの規定による土壤汚染状況調査の義務が発生する前の土地（例：3,000 m<sup>2</sup>以上の土地の形質変更を計画しているが、法第 4 条第 3 項の調査命令前の土地など）については申請を行うことが可能です。

詳しくは姫路市へお問い合わせください。

### 【法により土壤汚染状況調査の実施が義務付けられている場合】

法第 3 条第 1 項	有害物質使用特定施設の使用を廃止したとき
法第 3 条第 8 項	法第 3 条第 1 項ただし書確認に係る土地において、900 m <sup>2</sup> 以上の土地の形質変更の届出を行ったとき
法第 4 条第 3 項	一定の規模以上の土地の形質変更の届出の際に、土壤汚染のおそれがあると都道府県知事等（姫路市長）が認めたとき
法第 5 条第 1 項	土壤汚染により人の健康被害が生ずるおそれがあると都道府県知事等（姫路市長）が認めたとき

### 3 指定の申請を行うことができる者

申請者は『土地の所有者等』です。

申請を行おうとする土地について、所有者等以外の所有者等がいる場合には、その全員の合意書が必要です。

土地の所有者等とは・・・

土地の所有者、管理者、占有者のうち、土地の掘削等を行うために必要な権原を有し、調査・申請の実施主体として最も適切な一者に特定されるもので、通常は土地の所有者が該当します。

管理者、占有者が該当するのは、所有者が破産している場合の破産管財人、土地の所有権を譲渡担保により債権者に形式上譲渡した債務者、土地の所有権を既に譲渡したがまだその引渡しをしておらず操業を続けている工場の設置者等が該当します。

### 4 申請に必要となる書類

(1) 『指定の申請書（様式第二十）』

様式は、姫路市環境政策室のホームページからダウンロードできます。

押印されない場合は、「各種環境法令に関する届出等の連絡先」をご記入の上、届出書に添付してください。（様式及び注意事項については、環境政策室のホームページ内の「各種環境法令に係る届出等の押印見直しについて」をご確認ください。（姫路市のホームページのサイト内検索をご活用ください。）

(2) 申請にかかる土地の土壤汚染状況調査結果

（申請に係る土壤汚染状況調査は、指定調査機関により公正に、かつ土壤汚染対策法第3条第1項の環境省令で定める方法により行われたものであることが必要です）

(3) 申請にかかる土地の周辺の地図

(4) 申請に係る土地の場所（区域）を明らかにした図面

（指定を受けようとする土地の区域の範囲を公図の写しなどにより明確に図示してください）

(5) 申請に係る土地の土壌の特定有害物質による汚染状態を明らかにした図面

(6) 申請者が土地の所有者等であることを証する書類

（指定を受けようとする土地の区域の範囲の登記事項証明書（コピー可）など）

(7) 申請に係る土地の所有者等全員の当該申請を行うことについての合意書

（申請者以外に土地所有者等がいる場合のみ）

### 5 情報の公開等について

(1) 区域の指定は、姫路市長が公示（告示）することにより行います。また、姫路市のホームページに掲載されます。

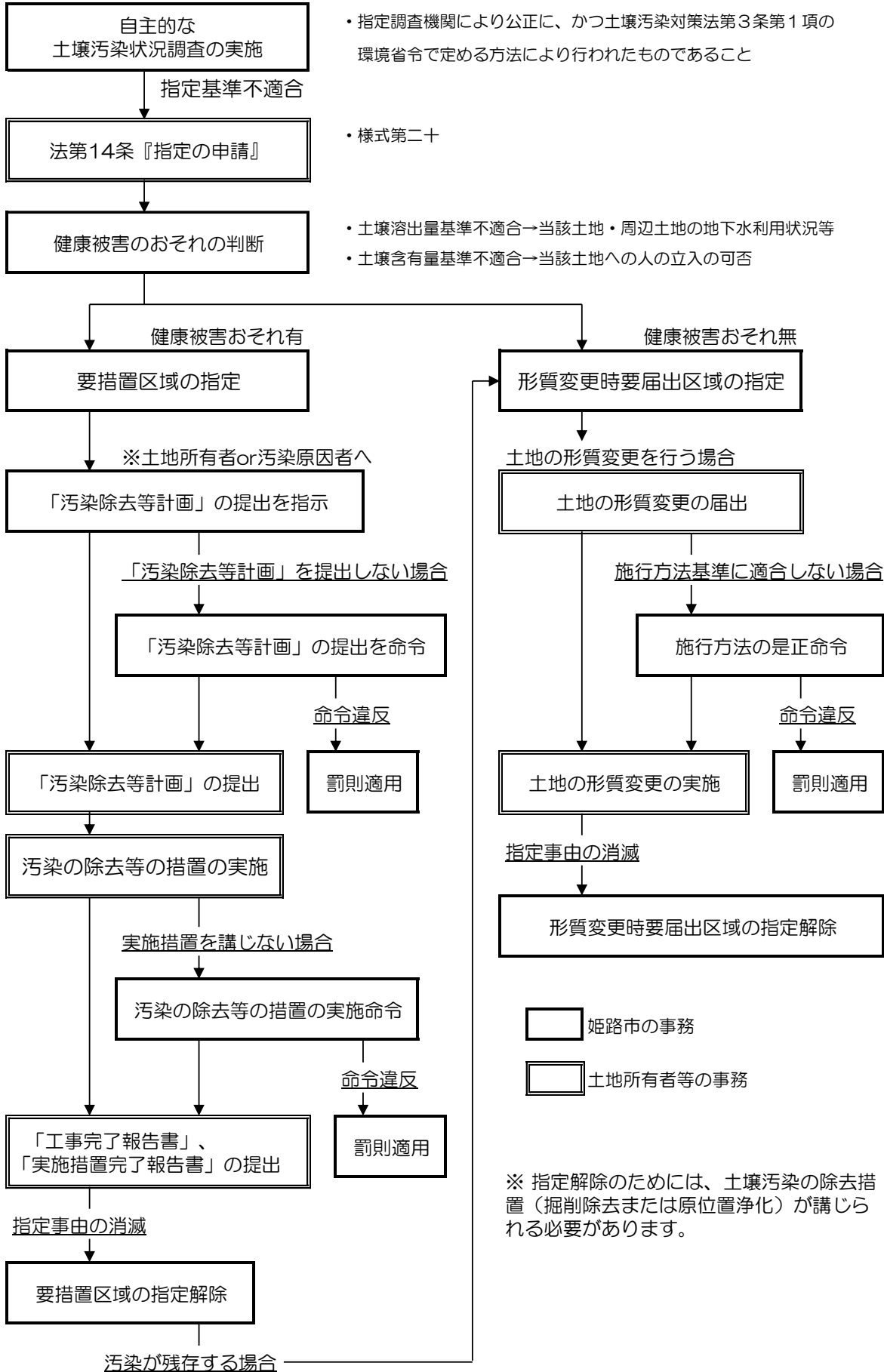
(2) 指定区域の情報は『指定区域台帳』に掲載され、求めに応じて窓口で閲覧に供されます。

(3) 姫路市情報公開条例に基づき申請書に関する公開請求があった場合には、非公開情報を除き公開されます。

## 指定基準（土壌の汚染状態に関する基準）

特定有害物質の種類		土壌溶出量基準 (mg/L)	土壌含有量基準 (mg/kg)
第一種特定有害物質 (揮発性有機化合物)	クロロエチレン	0.002mg/L 以下	—
	四塩化炭素	0.002mg/L 以下	—
	1,2-ジクロロエチレン	0.004mg/L 以下	—
	1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L 以下	—
	1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L 以下	—
	1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L 以下	—
	ジクロロメタン	0.02mg/L 以下	—
	テトラクロロエチレン	0.01mg/L 以下	—
	1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L 以下	—
	1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L 以下	—
	トリクロロエチレン	0.01 mg/L 以下	—
	ベンゼン	0.01mg/L 以下	—
	第二種特定有害物質 (重金属等)	カドミウム及びその化合物	0.003mg/L 以下
六価クロム化合物		0.05mg/L 以下	250mg/kg 以下
シアン化合物		検出されないこと	遊離シアンとして 50mg/kg 以下
水銀及びその化合物		0.0005mg/L 以下 かつメチル水銀が検出 されないこと	15mg/kg 以下
セレン及びその化合物		0.01mg/L 以下	150mg/kg 以下
鉛及びその化合物		0.01mg/L 以下	150mg/kg 以下
砒素及びその化合物		0.01mg/L 以下	150mg/kg 以下
ふっ素及びその化合物		0.8mg/L 以下	4,000mg/kg 以下
ほう素及びその化合物		1mg/L 以下	4,000mg/kg 以下
第三種特定有害物質 (農薬等)	シマジン	0.003mg/L 以下	—
	チオベンカルブ	0.02mg/L 以下	—
	チウラム	0.006mg/L 以下	—
	ポリ塩化ビフェニル (PCB)	検出されないこと	—
	有機りん化合物	検出されないこと	—

事務手続きの流れ



記入例

《申請様式》

様式第二十（第五十四条関係）

指定の申請書

〇〇年 〇〇月 〇〇日

姫路市長 殿

（氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名）

**姫路市〇〇町〇〇番地**  
**株式会社〇〇〇〇開発**  
**代表取締役 〇〇 〇〇**

申請者

押印されない場合は、「各種環境法令に関する届出等の連絡先」をご記入の上、届出に添付してください。

土壤汚染対策法第14条第1項の規定により、第6条第1項又は第11条第1項の規定による指定を受けたい土地があるので、次のとおり申請します。

筆数が多数ある場合は『代表地番ほか 別紙〇のとおり』と記載し、別紙に一覧を添付してください（地番表示）

指定を受けたい土地の所在地 **姫路市〇〇町〇丁目〇〇番〇、〇〇番〇、〇〇番の各一部**

申請に係る調査における試料採取等対象物質 **ベンゼン、鉛及びその化合物、〇〇〇〇・・・**

申請に係る調査の方法 **別紙〇のとおり**

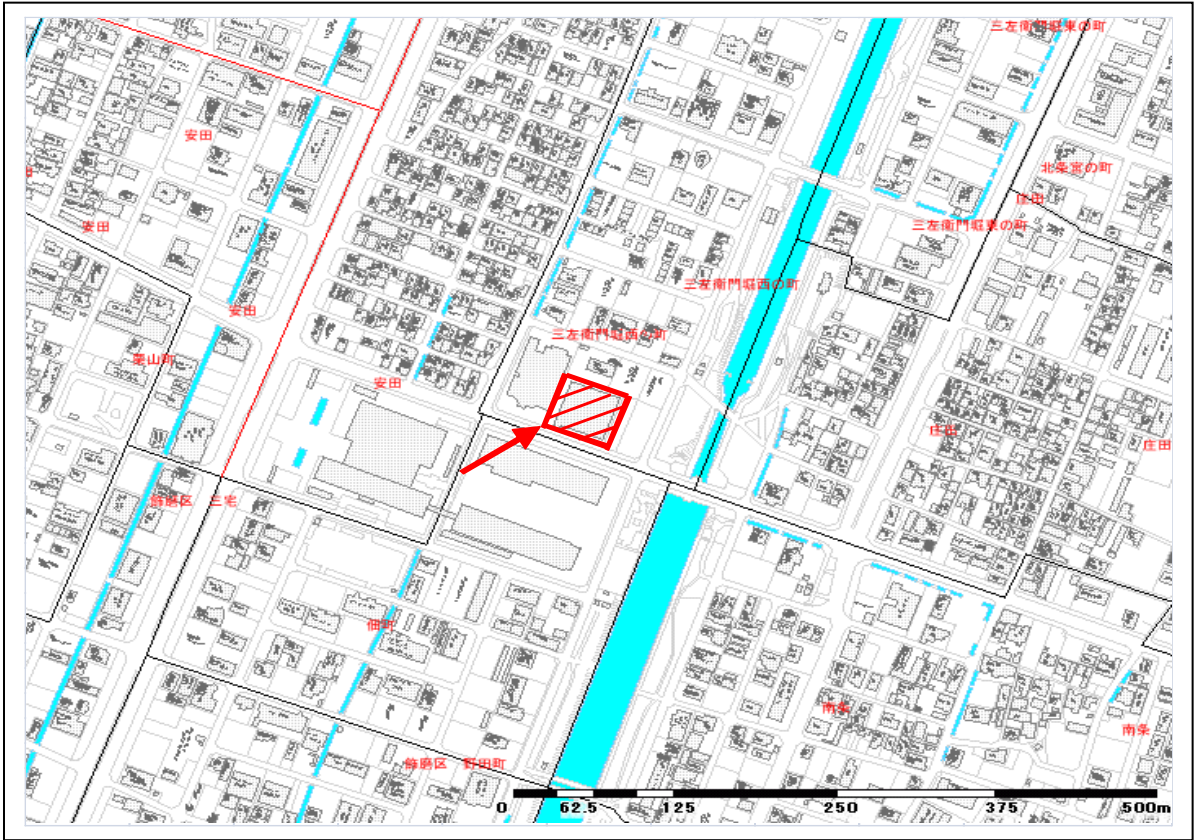
基準不適合の物質名及び土壤溶出量・含有量基準の別を記載してください

申請に係る調査の結果	<b>ベンゼン</b>	<b>土壤溶出量不適合</b>
	<b>鉛及びその化合物</b>	<b>土壤溶出量基準、土壤含有量基準不適合</b>
	<b>〇〇〇〇</b>	<b>〇〇〇〇</b>
分析を行った計量法第107条の登録を受けた者の氏名又は名称	<b>〇〇〇〇分析株式会社</b> (軽量証明事業登録 濃度 〇〇県 第〇〇号)	
申請に係る調査を行った者の氏名又は名称	<b>株式会社〇〇〇〇</b> (指定調査機関 指定番号〇〇〇〇-〇-〇〇〇)	

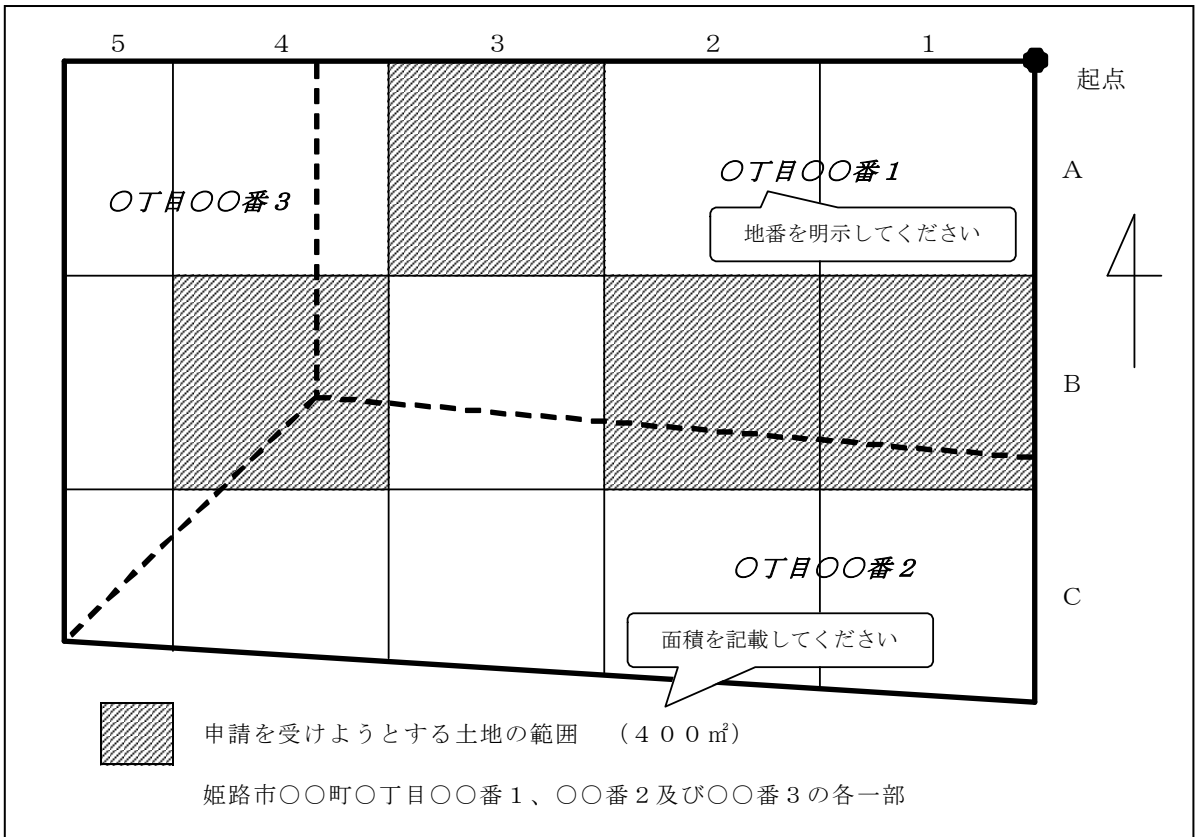
備考 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

※ 申請書の様式は以下の姫路市環境政策室のホームページからダウンロードできます。  
<http://www.city.himeji.lg.jp/s40/2212468.html>

《申請にかかる土地の周辺の地図》



《申請にかかる土地の場所（区域）を明らかにした図面》



## 《土地の所有者等の合意書》

作成例・記入例

指定の申請についての合意書

平成 〇〇 年 〇〇 月 〇〇 日

土地所有者

住 所 姫路市〇〇町〇〇番〇〇

氏 名 〇〇 〇〇

印

土壤汚染対策法第14条第1項に規定する土地の指定の申請に関し、下記の土地の指定の申請の実施について合意します。

記

- 1 土地の指定の申請をしようとする者

姫路市〇〇町〇〇番地

株式会社〇〇〇〇開発

代表取締役 〇〇 〇〇

- 2 土地の指定の申請の対象となる土地の所在地（地番）

姫路市〇〇町〇丁目〇〇番〇、〇〇番〇の一部

※ 当該申請の対象となる土地のうち、所有している土地の地番を記載

### 申請書の提出先／問い合わせ先

姫路市 環境局 環境政策室

〒670-8501 姫路市安田四丁目1番地（姫路市役所本庁舎7階）

TEL：079-221-2466・2467

FAX：079-221-2469

E-mail：kankyoho@city.himeji.lg.jp